

# 東白川村耐震改修促進計画

平成19年 3月 策 定

令和 8年 4月 最終改定



## 目次

### はじめに

- 1 計画策定の経緯と地震防災における位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

### 第1 想定される地震の規模、想定される被害状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

#### 第2 建築物の耐震化に係る目標

- 1 建築物の耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 建築物の耐震化の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 公共施設の耐震化の現状・目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

#### 第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

- 1 役割分担の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 実施する事業の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 重点的に耐震化を計る地域・建築物等の考え方・・・・・・・・・・・・ 11
- 4 「命」を守るための多様な取組みの推進・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 5 新たな耐震化の取組みの検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

#### 第4 建築物の耐震化を促進する施策

- 1 安心して耐震化を行える環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 耐震化に関する啓発及び知識の普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 地震時の建築物の総合的な安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

#### 第5 指導及び勧告又は命令等に関する事項

- 1 所管行政庁との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

#### 別表1・・ 17

## はじめに

### 1 計画策定の経緯と地震防災における位置づけ

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐促法」という。）第5条の規定に基づき、村の行政区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、平成19年3月に「東白川村耐震改修促進計画」として策定した。

引き続き耐震改修の促進を行う必要があることから、令和7年度まで5年間の計画期間とする改定を行い、国の基本的な方針を踏まえた耐震改修の促進を進めた。

令和8年3月に県の耐震改修促進計画が改定されたことにより、令和12年度までの耐震改修の促進を進めるものである。

なお、村における地震防災については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づく「東白川村地域防災計画」に基づきその対策を進めており、「東白川村耐震改修促進計画」の推進も合わせて重要となっている。

## 第1 想定される地震の規模、想定される被害状況

岐阜県は、全国的にみても活断層の分布密度がかなり高く、大小あわせて約100本もの活断層が存在し有史以来地震による被害を多く受けてきた。特に1891年に発生した濃尾地震は日本の内陸部で発生した最大級の地震（マグニチュード8.0）であり、県内だけでも5,000人近い死者を出すという甚大な被害を受けた。そして今、南海トラフの巨大地震の発生の危険性が高まっている。

以下の被害想定は、平成23年度から24年度にかけて岐阜県が実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」及び平成29年度から30年度にかけて実施した「内陸直下地震に係る震度分析解析・被害想定調査結果」に基づくものである。

表1-1のとおり特に大きな被害をもたらすと見られる南海トラフ地震及び主要な7つの活断層による内陸直下型地震を想定される地震としている。

南海トラフ地震については、県全域が震度5強以上の揺れに見舞われ、県南部を中心に震度6弱の揺れになり、岐阜・西濃圏域を中心に広い範囲で液状化が発生する可能性が高いと予測されている。なお、7つの内陸直下型地震については、それぞれの断層が、存在する圏域において震度5強以上の揺れになり、一部地域では震度7程度のゆれが発生すると予測されている。

表 1 - 1 想定される地震の規模

想定される地震、断層	最大震度	PL値 (液状化指数)	建物被害 (棟数)	
			全壊	半壊
南海トラフ地震★	5.97 (震度6弱)	58.30	12	100
揖斐川-武儀川 (濃尾)	6.67 (震度7)	51.40	0	27
長良川上流 (北側震源)	6.71 (震度7)	32.21	11	129
長良川上流 (南側震源)	6.68 (震度7)	29.99	0	5
屏風山・恵那山及び猿投山	6.41 (震度6強)	24.36	23	199
阿寺 (北側震源)	6.54 (震度7)	29.76	263	573
阿寺 (南側震源) ★	6.64 (震度7)	31.61	228	555
跡津川★	6.59 (震度7)	37.81	0	19
養老-桑名-四日市★	6.96 (震度7)	59.10	0	3
高山・大原 (北側震源) ★	6.81 (震度7)	32.01	0	20
高山・大原 (南側震源)	6.80 (震度7)	32.50	0	5

※ P L 値 (液状化指数) PL値>15 : 液状化の可能性が高い 5<PL値≤15 : 液状化の可能性はある

★平成 23~24 年度実施の調査による。それ以外は平成 29~30 年度実施の調査による。

## 第 2 建築物の耐震化に係る目標

建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和 56 年 6 月 1 日から施行され、新耐震設計法が導入された。

本計画では、これ以降に建築された建築物を「新基準建築物」、これより前に着工された建築物を「旧基準建築物」という。また本文中の言葉の定義は以下のとおりとする。

「建築物の耐震化」・・・建築物の地震に対する安全性を確保すること。

「耐震化されている建築物」・・・新基準建築物、旧基準建築物のうち耐震診断結果により耐震性を満たしている建築物又は耐震改修した建築物。

「耐震化率」・・・建築物の全数に対する耐震化されている建築物の割合。(住宅においては戸数)

「耐震性が不十分な建築物」・・・旧基準建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性が不十分でありかつ耐震改修を行っていない建築物。

### 1 建築物の耐震化の現状

## (1) 住宅の耐震化の現状

東白川村内の建築年代別住宅数は、固定資産台帳によると表2-1のとおりである。

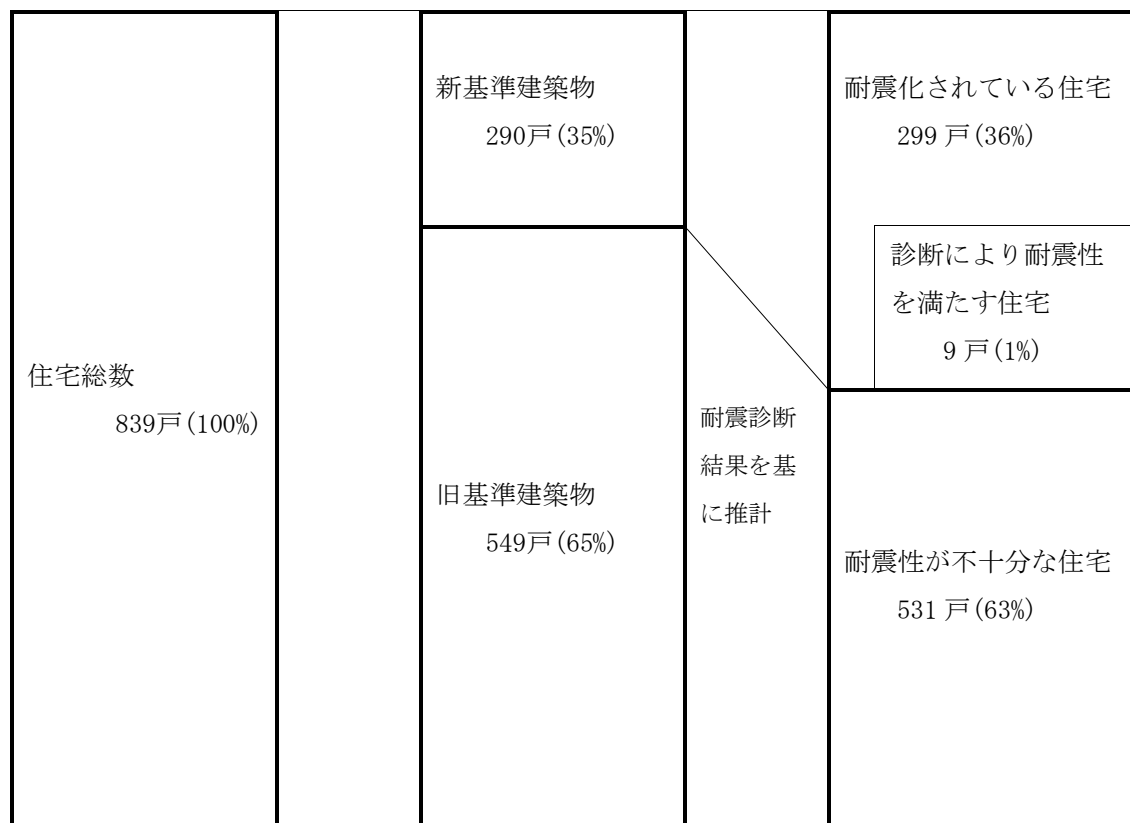
表2-1 建築年代別住宅数（平成23年調査結果）

（単位：戸）

建 築 年	総 数	住宅の種類		構 造					
		専用住宅	併用住宅	木 造	防火 木造	RC SRC	鉄骨	その他	
旧 基 準	昭和35年以前	350	325	25	350	0	0	0	0
	昭和36年～45年	53	47	6	51	0	0	0	2
	昭和46年～55年	146	134	12	140	0	0	1	5
	計	549	506	43	541	0	0	1	7
新 基 準	昭和56年～60年	53	50	3	51	0	0	1	1
	昭和61年～平成2年	44	40	4	43	0	0	0	1
	平成3年～7年	58	55	3	54	0	0	2	2
	平成8年～12年	70	69	1	66	0	1	2	1
	平成13年～17年	48	47	1	45	0	0	1	2
	平成18年～22年	17	17	0	17	0	0	0	0
	計	290	278	12	276	0	1	6	7
合 計 <small>（建築の時期「不詳」を含む。）</small>	839	784	55	817	0	1	7	14	

東白川村における住宅の耐震化率の現状について、固定資産台帳H20住宅・土地統計調査を基にした国土交通省発表数値（H23.1発表）により、岐阜県全体の数値から推計すると、「新基準建築物の住宅」が約290戸、「旧基準建築物の住宅」のうち「耐震改修を行った住宅」は0戸（0%）、「耐震診断結果により耐震性を満たす住宅」については耐震診断結果からの推計により約9戸であることから、村内の住宅総数約839戸のうち約299戸（約36%）が「耐震化されている住宅」と推計できる。

図 2 - 1 住宅の耐震化の現状（平成22年推計）



## (2) 特定建築物の耐震化の現状

耐促法第6条に定める特定建築物（以下「特定建築物」という。）の用途、規模の要件は、表2-2のとおりである。

なお、特定建築物のうち耐促法第6条第1号に定める学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物を「1号特定建築物」、同条第2号に定める火薬類、石油類その他政令で定める危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を「2号特定建築物」、同条第3号に定める地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物を「3号特定建築物」という。

表 2 - 2 特定建築物一覧

号	NO	用 途	特定建築物の規模要件
1号	1	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	2	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上
	3	ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	4	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	6	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上
	7	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	8	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	10	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	11	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上
	12	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	15	幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所	階数2以上かつ1,000㎡以上
	16	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	17	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	18	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	21	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	階数3以上かつ1,000㎡以上
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
24	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	
2号	-	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第7条で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
3号	-	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	全ての建築物

前項特定建築物の東白川村の現状は、村が平成18年度に行った特定建築物の実態調査によると、表2-3のとおりである。

表 2 - 3 特定建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

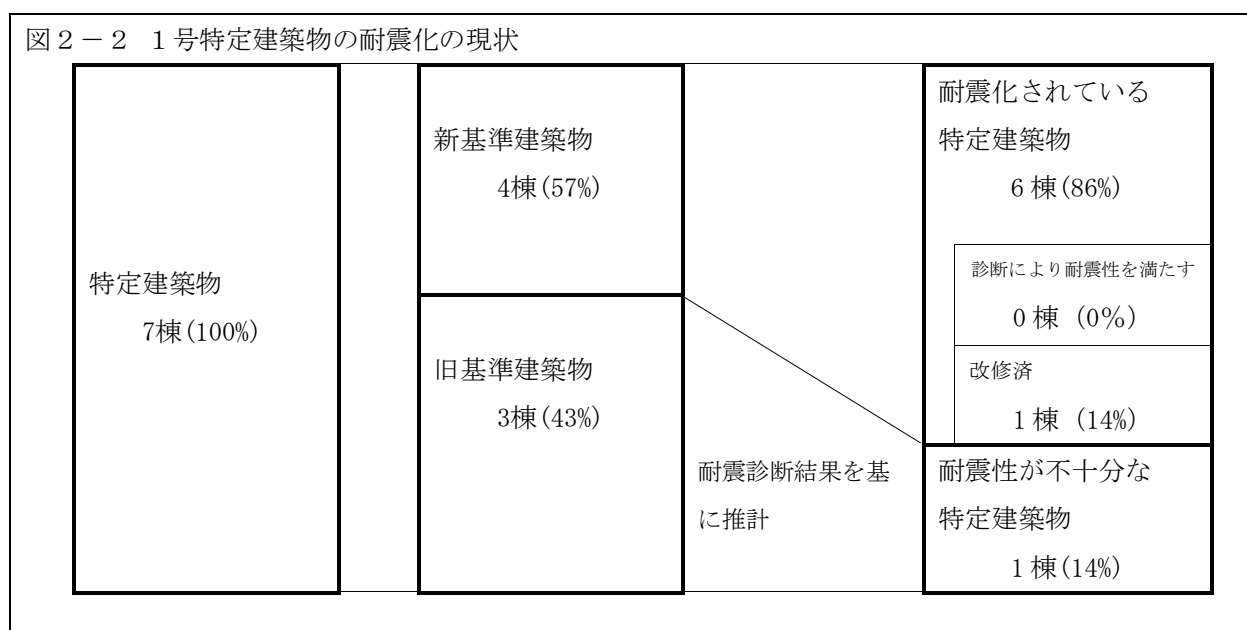
耐震化の現状 特定建築物の種類		全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震改 修実施 済み D	耐震性 を満た す E	耐震化 されて いる建 築物 F=B+D+E	耐震化 率 G=F/A (%)
1 号	防災上重要な建築物 (庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設等)	6	4	2	1	0	5	83
	不特定多数の者が利用する建築物 (劇場、集会場、店舗、ホテル等)	0	0	0	0	0	0	0
	特定多数の者が利用する建築物 (賃貸住宅、事務所、工場等)	1	0	1	0	0	0	0
	計	7	4	3	1	0	6	83
2 号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に 供する建築物	0	0	0	0	0	0	0
3 号	地震によって倒壊した場合において 道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な 避難を困難とする建築物	12	6	6	0	0	6	50

1号特定建築物については、「新基準建築物」が4棟（57%）、「旧基準建築物」3棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が1棟（33%）、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が0棟（0%）であることから、「耐震化されている建築物」は5棟となり、村内の1号特定建築物、総数7棟のうち83%が耐震化されていると推計できる。

2号特定建築物は村内においては0棟である。

3号特定建築物については、「新基準建築物」が6棟（50%）、「旧基準建築物」6棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が0棟（0%）、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が0棟（0%）であることから、「耐震化されている建築物」は6棟となり、村内の3号特定建築物、総数12棟のうち50%が耐震化されていると推計できる。

図 2 - 2 1号特定建築物の耐震化の現状



## 2 建築物の耐震化の目標

平成7年に発生した兵庫県南部地震では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となった。また、平成16年の新潟県中越地震においても人的被害は少なかったものの、多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生した。また、平成23年の東北地方太平洋沖地震では現行基準に適合する建築物においては、揺れによる大きな被害がさほど見られなかったことから、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられる。

東白川村民の安全、安心を確保し、地震被害の軽減を図るため、建築物の耐震化は重要かつ緊急的な課題であり、総合的な建築物の耐震化対策を、計画的かつ効果的に推進していく。

### これまでの東白川村の取り組み

- ・建築物の耐震改修の促進のため、平成18年度から木造住宅耐震に関する無料相談を実施している。
- ・特に過去の地震において被害が多かった、いわゆる旧基準の木造住宅耐震診断に対する補助制度を実施している。今後は耐震補強に対する補助を実施するよう取り組んでいる。
- ・公共施設について、施設所有者として「村民、施設利用者の生命（安全）」を守る責務があることから、耐震診断を実施している。今後は計画的かつ早期に耐震補強を実施するよう取り組んでいる。

### 国の基本方針（抜粋）

#### 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

災害対策の推進等に係る基本的な事項を定めた国土強靱化基本計画及び防災基本計画、今後の発生が懸念される大規模地震への対策をとりまとめた南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅については、令和17年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

### 県の耐震改修促進計画（抜粋）

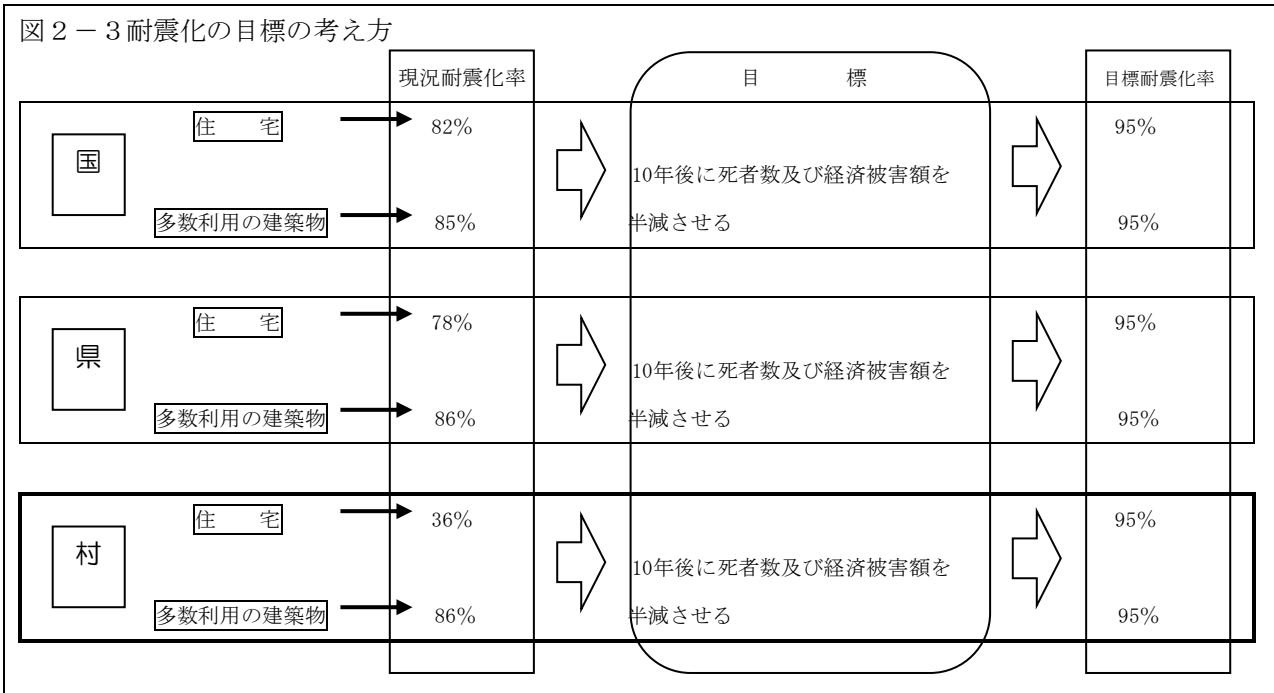
#### 第4期計画における目標

令和12年 住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率 95%

住宅及び特定建築物の耐震化の現状、これまでの東白川村の取り組み、県の耐震改修促進計画、国の基本方針を踏まえ、地震による被害（死者数や経済被害額等）を半減させるために、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を令和12年度までに95%にす

ることを目標とする。

また、耐震化の重要性・必要性についての普及啓発、耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。



### 3 公共施設の耐震化の現状・目標

災害時に庁舎は災害対策本部、病院は医療救護活動の拠点、警察は応急活動拠点、学校は避難収容拠点として、多くの公共施設が被災後の応急対策活動の拠点として活用される。公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全の確保、被災後の応急対策活動の拠点施設としての機能の確保ばかりでなく、防災拠点としての迅速な対応につながり大変重要であることから、建築物の倒壊危険度及び重要度を考慮した優先順位付けを行い、緊急度の高い施設から耐震化を進める。

また、東日本大震災では、公共施設か民間施設であるかを問わず、庁舎、警察、病院等の防災拠点施設や避難所について、津波あるいは揺れによる建物の損傷等によって使用不能となり、震災への対応能力が喪失したケースもあることから、これらの施設については、所有者による耐震性の早期確保が重要である。

このため、公共施設・防災拠点施設の耐震化については、建物の重要度や地震発生率を踏まえた倒壊危険度を考慮した優先順位の見直しを行うとともに、避難所にあつては、地域での避難所の耐震化状況を考慮した優先順位の見直しを行い、緊急度の高い施設から耐震化を進めることとする。

#### (1) 村有施設における耐震化

##### ア 耐震化の現状

村有施設における特定建築物（以下「村有特定建築物」という。）の令和7年3月末の耐震化の現状は、表2-4のとおりである。

表 2-4 村有特定建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

耐震化の現状	全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震改 修実施 済み D	耐震性 を満 た す E	耐震化 されて いる建 築物 F=B+D+E	耐震化 率 G=F/A (%)
東白川村有 特定建築物の種類							
防災上重要な建築物 (庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設等)	7	5	2	1	0	6	86
不特定多数の者が利用する建築物 (劇場、集会場、店舗、ホテル等)	0	0	0	0	0	0	0
特定多数の者が利用する建築物 (賃貸住宅、事務所、工場等)	0	0	0	0	0	0	0
計	7	5	2	1	0	6	86

村有特定建築物については「新基準建築物」が5棟（71%）「旧基準建築物」2棟のうち「耐震改修実施済みのもの」が1棟（14%）「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が0棟（0%）であることから「耐震化されている建築物」は6棟となり、村有特定建築物総数7棟のうち86%が耐震化されている。

## イ 耐震診断結果の公表

村有特定建築物については、施設を利用する村民に対して耐震性の周知を行う必要があるため、耐震診断結果の公表に取り組む。

## ウ 耐震化の目標

村有特定建築物について、村は特定建築物の所有者として耐震改修を行うよう努めることとされており、さらに施設所有者として「村民、施設利用者の生命（安全）」を守る責務があることから、特に耐震診断の結果「耐震性が不十分」とされた建築物について効果的な耐震化を進め、建築物の倒壊危険度及び重要度を考慮した優先順位付けを行い、特に、庁舎等の防災上重要な建築物、集会場等の不特定多数が利用する建築物等の緊急度の高い施設から計画的な耐震化を進め、財政事情等を十分考慮しつつ、令和7年度までに耐震化を完了することを目標とする。

この目標を達成するために、耐震化されていない村有特定建築物1棟については、耐震改修、取壊し等を検討していく。

# 第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

## 1 役割分担の考え方

これまで、村では、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓に地震防災対策を進めてきた。地震による被害を最小限にとどめるためには、村民、事業者、村及び県が相互の信頼関係

に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要である。

村民、事業者、村及び県が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していく。

### (1) 村民・事業者（建築物所有者）の役割

- ・村民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性を確保に努める。
- ・村民及び事業者は、所有する既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定に該当するもの。）について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

### (2) 村・県の役割

- ・村は国の基本方針や本計画の内容を勘案し、耐震改修促進計画を定める。
- ・村及び県は、連携して、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。また、普及啓発重点地区の設定や、地域特性に応じた過去の災害情報の提供など、地域の実情に応じた有効的な普及啓発に努める。
- ・村及び県は、建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組む。
- ・村及び県は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努める。
- ・県は、既存耐震不適格特定建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

## 2 実施する事業の方針

---

### (1) 事業の考え方

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、村民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。

これらの事業についてはこれまでの計画期間内で一定の成果が得られたことから、今後も継続していく。

### (2) 実施する事業

耐震化の促進のためには耐震診断等による耐震性能の把握が重要なことから、全ての

建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的に所有者の責任において実施されるべきものである。しかし、耐震化により建築物の被害が軽減されることにより、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保されること等から、耐震化を促進するための優遇措置として、建築物が個人財産であることや村の財政状況等を考慮したうえで、耐震診断等を行った結果、耐震性が不十分であると判明した建築物について耐震性を満たすような改修を促進する事業を実施する。

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断に対する支援を継続し、新たに耐震改修に対する支援を実施するとともに、防災意識の向上や支援制度のPRについて、より効果的な対策を積極的に実施する。

### 3 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方

---

#### (1) 重点的に耐震化を図る地域

村は、南海トラフ地震及び内陸直下地震により、多くの被害が想定されていることから、村内全域について重点的に耐震化を図る地域とする。

#### (2) 地震発生時に通行を確保すべき道路

大規模震災時には、道路・橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多い。また、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、その経路の確保が重要である。

県では、被災時の地域防災拠点・地区防災拠点を連結する道路として、岐阜県地域防災計画においても緊急輸送道路を同様に指定し、そのネットワーク化（道路網の形成）が図られている。

なお、緊急輸送道路については、沿道の建築物の耐震化や橋梁の耐震補強、高盛土の対策、無電柱化等について連携を図りながら一体的に推進することが重要であるため、道路部局等と密に連携し、施策の推進を図る。

このため、法第5条第3項第3号に基づき「建築物の倒壊によって多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するための道路」として、岐阜県地域防災計画に定められた第1次から3次までの緊急輸送道路、村地域防災計画に定められた緊急輸送道路を指定する。

また、緊急輸送道路等のうち、隣県、県内各地域を繋ぐ道路や、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定め、法第5条第3項第2号に基づく道路として指定する。（別表1）

### (3) 重点的に耐震化を図る建築物

1号特定建築物については多数の者が利用する建築物であり、地震発生時に利用者の安全を確保する必要が高いこと、2号特定建築物については危険物を取り扱う建築物であり倒壊した場合多大な被害につながるおそれがあること、3号特定建築物については倒壊した場合道路を閉塞し多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから全ての特定建築物及び過去の地震における被害状況等を踏まえ、既存耐震不適格建築物のうち木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

また、上記に該当しない村有建築物についても、村民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

### (4) より重点的に耐震化を図る建築物

地震発生時において、人的被害の可能性及び応急活動への影響を考慮し、法附則第3条の規定による要緊急安全確認大規模建築物及び法第7条の規定による要安全確認計画記載建築物を「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。

なお、要安全確認計画記載建築物として指定する建築物は、大規模な地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要な建築物（以下「防災拠点建築物」という。）として岐阜県耐震改修促進計画に記載されているもの及び、別表1に記載した道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物に限る）とする。

## 4 「命」を守るための多様な取組みの推進

---

「木造住宅の耐震化」では、現在の建築基準法で想定する大地震動（極めて稀に発生する地震）において倒壊しないことが要求されており、地震による被害軽減のためにも耐震化の促進は非常に重要である。

ただし、所有者の資力等の要因により耐震改修等を行うことができない者もいるため、何もしないよりは、居住者の命を守る観点からリスクを低減し、人命の安全確保につながる可能性のある暫定的・緊急的な施策も有効である。

そのため、将来的な耐震化を前提に、部分的に損傷はするものの建物全体としては倒壊しない性能が確保される簡易補強のほか、主たる居室や寝室のみを補強する耐震シェルターの設置等を推進することも必要である。

## 5 新たな耐震化の取組みの検討

---

平成28年に発生した熊本地震や、令和6年に発生した能登半島地震では、旧耐震基準による建築物のほか、新耐震基準の在来構法の木造住宅のうち、接合部等の規定が明確化される平成12年以前に建築された住宅についても、倒壊等の被害が見られた。

そのため、旧耐震基準による建築物で耐震性が不十分なものがおおむね解消された後に

は、平成12年以前に建築された新耐震基準の在来軸組構法の木造住宅についても耐震性能の検証が適切になされる新たな取組みについての検討も必要である。

## 第4 建築物の耐震化を促進する施策

### 1 安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を次のとおり行う。

#### (1) 東白川村建築物等耐震化促進事業

##### ア 東白川村建築物等耐震化促進事業の概要

旧基準建築物の木造住宅において、耐震診断に対する補助を平成16年度から県と共同で実施、また、耐震補強工事等に対する補助を平成20年度から県と共同で実施している。なお、これまでの事業の概要は表4-1のとおりである。

表4-1 東白川村建築物等耐震化促進事業の概要（R8現在）

対象	種別
木造住宅	耐震診断
	改修工事（※耐震シェルターを含む）

##### イ 東白川村建築物等耐震化促進事業の実施状況

これまでの事業の実績は表4-2のとおりである。

表4-2 耐震化に係る補助の状況

(単位：件)

補助事業の種類	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
木造住宅耐震診断補助事業	1	1	1	2	2	1	1	1
木造住宅耐震補強工事費補助	-	-	-	-	-	-	-	-
耐震シェルター等設置工事	-	-	-	-	-	-	-	-
補助事業の種類	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
木造住宅耐震診断補助事業	-	-	-	-	-	1	-	-
木造住宅耐震補強工事費補助	-	-	-	-	-	-	-	1
耐震シェルター等設置工事	-	-	-	-	-	-	-	-
補助事業の種類	R2	R3	R4	R5	R6	R7		
木造住宅耐震診断補助事業	-	-	1	-	1	-		
木造住宅耐震補強工事費補助	-	-	-	-	-	-		
耐震シェルター等設置工事	-	-	-	-	-	-		

## 2 耐震化に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、村民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

### (1) 相談体制の整備

#### ア 岐阜県木造住宅耐震相談士の活用

安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を進めるため、診断・改修に関する適切な知識を有する「身近で気軽に相談できる専門家」として、県が養成する「岐阜県木造住宅耐震相談士」（以下「相談士」という。）を活用する。

なお、相談士の名簿については、補助制度を行う窓口において閲覧し、さらに、相談士の制度について無料相談会等で周知を図っていく。

#### イ 建築相談窓口

村民が気軽に建築物に係る相談ができるよう「建築相談窓口」を設置し、地震対策を始めとした建築物に係る相談窓口として、村民からの相談に応じていく。

また、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築関連団体においても建築相談窓口として村民の相談に応じており、今後も、耐震化に係る技術、補助制度、融資制度等を含めた建築物等の地震対策について、村民の相談に積極的に応じていく。

#### ウ 木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る無料相談会

村等が開催する各種催事において、耐震化の普及・啓発、各種相談に対応するため、県からの専門家の派遣により、木造住宅の耐震化に関する無料相談会を開催する。

### (2) 情報提供の充実

#### ア パンフレットの作成・配布

村は、村民向けの相談会、パンフレット、インターネット、広報等により建築物の耐震化について村民への普及・啓発に取り組んできた。

今後も県及び建築関係団体と連携して耐震化等に関する情報提供を行い、各種補助制度、融資制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発する。

また、住宅設備の更新や、バリアフリー改修等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要で効果的であるため、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図る。

#### イ 各種広報媒体を活用した周知

インターネット等を活用し、広く村民に対し制度の周知、耐震化の普及・啓発を実

施する。ケーブルテレビ、村広報、自治会回覧板を活用した普及・啓発を実施する。

#### **ウ 村等主催の説明会の開催**

自治会単位等で説明会、講習会を開催し、県へ講師の派遣を依頼するなど、耐震化に係る情報提供を行う。

#### **エ 地震ハザードマップの作成・公表**

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、村民にとって理解しやすく、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップ（災害予測地図）の提示が有効である。作成・公表済みである。

#### **オ 自治会・自主防災会等との連携**

地震防災対策では「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方が重要である。自治会・自主防災会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検や、耐震化の啓発活動を行うことが期待される。

また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPOとの連携等幅広い取り組みが必要である。

県による各種情報の提供、専門家の派遣等必要な支援の下に、村はこのような地域の取り組みを支援する施策を講じる。

### **3 地震時の建築物の総合的な安全対策**

---

#### **(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策**

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス、天井、外壁等の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、給湯設備や家具の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の必要性が指摘されている。このため、県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進する。

また、防災拠点施設については被災時においても建物が使用できるよう、書架等の転倒防止対策と共に電気設備や給排水設備などの機能維持を含めた耐震性の確保やバックアップ機能の充実などについて、施設所有者に対し普及啓発を行う。

#### **(2) 地震に伴う宅地被害の軽減対策**

地震に伴うがけ崩れや大規模盛土造成地の滑動崩落等による建築物の被害の軽減を図るため、がけ地近接等危険住宅移転事業及び宅地耐震化推進事業等の活用を促進し、宅地の安全対策を推進する。

東日本大震災では、地盤の液状化や造成地の盛土部分における地滑りなど、宅地の被害が広範囲に発生し、損傷は軽微でも使用できなくなった建築物が多くあったことから、

県が大規模盛土造成地の調査を行った。今後は対象地域について箇所別の危険性の確認（二次スクリーニング）の実施に向けて県と連携しながら検討を行う。

## 第5 指導・勧告又は命令等に関する事項

### 1 所管行政庁との連携

---

建築物の耐震化の促進を図るには、所管行政庁と十分調整を行い、効果的な指導を行っていく必要がある。そのため、所管行政庁である県と十分連絡調整を行い、連携を図りながら指導等を進めていく。

別表 1

隣県、県内各地域を繋ぐ特に主要な緊急輸送道路として法第 5 条第 3 項第 2 号に基づき指定する道路から、本村の防災拠点施設を繋ぐ緊急輸送道路等として法第 5 条第 3 項第 2 号に基づき指定する道路

< 令和 9 年 4 月 1 日指定 (予定) >

東白川村役場	<p>【起点】国道 41 号 (白川口交差点)</p> <p>↓ 主要地方道下呂白川線 (～東白川村道平 3 号線交差点)</p> <p>↓ 東白川村道平 3 号線 (～東白川村道平 1 号線交差点)</p> <p>↓ 東白川村道平 1 号線</p> <p>【終点】東白川村役場</p>
--------	---

参考図\_法第5条第3項第2号に基づき指定する道路

指定年月日 : R9.4.1<予定>  
 防災拠点施設 : 東白川村役場

